



平成 28 年 8 月 30 日

〔照会先〕

埼玉労働局職業安定部

職業安定課長 進藤 容子

課長補佐 小室 幸士

電話番号 048 (600) 6208

平成 29 年 3 月新規高等学校卒業予定者の求人受理状況 (平成 28 年 7 月末現在)

厚生労働省埼玉労働局（局長 田畑一雄）は、平成 29 年 3 月新規高等学校卒業予定者の求人受付を 6 月 20 日から開始し、7 月 31 日までの受理状況を取りまとめました。

その概要については、以下のとおりです。

【求人受理状況（平成 28 年 7 月末現在）】別添第 1、2、3、5 表及び図 1

○求人件数 3,784 件 前年同期比 14.8%増

○求人数 12,172 人 同 8.9%増

7 月末時点において求人数が 12,000 人を超えるのは、平成 9 年度以来 19 年ぶり。

産業別で見ると、建設業（対前年同期 367 人増）、製造業（同 325 人増）の求人数が特に増加しており、職業別では、生産工程の職業（同 482 人増）、管理的職業、専門的・技術的職業（同 233 人増）の求人数が増加している。

【平成 29 年 3 月新規高等学校卒業予定者の就職希望状況（平成 28 年 5 月 15 日現在）】 別添第 4 表及び図 1

【今後の高校生への就職支援】別紙 1

ハローワークでは、今後とも求人の確保に努めるとともに、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく「職場情報提供の義務化」、「労働関係法令違反事業主からの求人不受理」、「優良な中小企業の認定制度」等、高校生が適切に職業を選択するための取組みを推進していきます。

平成29年3月新規高等学校卒業予定者の求人受理状況

埼玉労働局職業安定部職業安定課

第1表 平成29年3月新規高卒予定者の求人受理状況（平成28年7月31日現在）

	求人件数		求人数	
	件	前年比 %	人	前年比 %
平成28年度	3,784	14.8%	12,172	8.9%
平成27年度	3,295		11,177	

第2表 平成29年3月新規高卒予定者の産業別求人数受理状況（平成28年7月31日現在）

		産業別の内訳																		
		① 農、林、漁業	② 鉱業、 採石業、 砂利採取業	③ 建設業	④ 製造業	⑤ 電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	⑥ 情報通信業	⑦ 運輸業、 郵便業	⑧ 卸売業、 小売業	⑨ 金融業、 保険業	⑩ 不動産業、 物品賃貸業	⑪ 学術研究、 専門・技術 サービス業	⑫ 宿泊業、 飲食 サービス業	⑬ 生活関連 サービス業、 娯楽業	⑭ 教育、 学習支援業	⑮ 医療・福祉	⑯ 複合 サービス 事業	⑰ サービス業 （他に分類 されない もの）	⑱ 公務 （他に分類 されるものを 除く）、 その他	合計
求人数 （人）	平成28年度	34	7	1,971	3,896	25	89	830	1,079	110	202	125	462	757	65	1,648	259	612	1	12,172
	平成27年度	21	5	1,604	3,571	20	71	795	1,030	95	238	59	365	700	36	1,597	331	639	0	11,177
前年比増加数（人）		13	2	367	325	5	18	35	49	15	▲ 36	66	97	57	29	51	▲ 72	▲ 27	1	995
前年比増加率（％）		61.9	40.0	22.9	9.1	25.0	25.4	4.4	4.8	15.8	▲ 15.1	111.9	26.6	8.1	80.6	3.2	▲ 21.8	▲ 4.2	－	8.9

第3表 平成29年3月新規高卒予定者の職業別求人数受理状況（平成28年7月31日現在）

		職業別の内訳						
		① 管理的職業、 専門的・技術的 職業	② 事務的職業	③ 販売の職業	④ サービスの職業	⑤ 生産工程の職業	⑥ その他	合計
求人数 （人）	平成28年度	914	978	928	2,782	6,356	214	12,172
	平成27年度	681	869	831	2,701	5,874	221	11,177
前年比増加数（人）		233	109	97	81	482	▲ 7	995
前年比増加率（％）		34.2	12.5	11.7	3.0	8.2	▲ 3.2	8.9

第4表 平成29年3月新規高卒予定者の就職希望状況（平成28年5月15日現在）

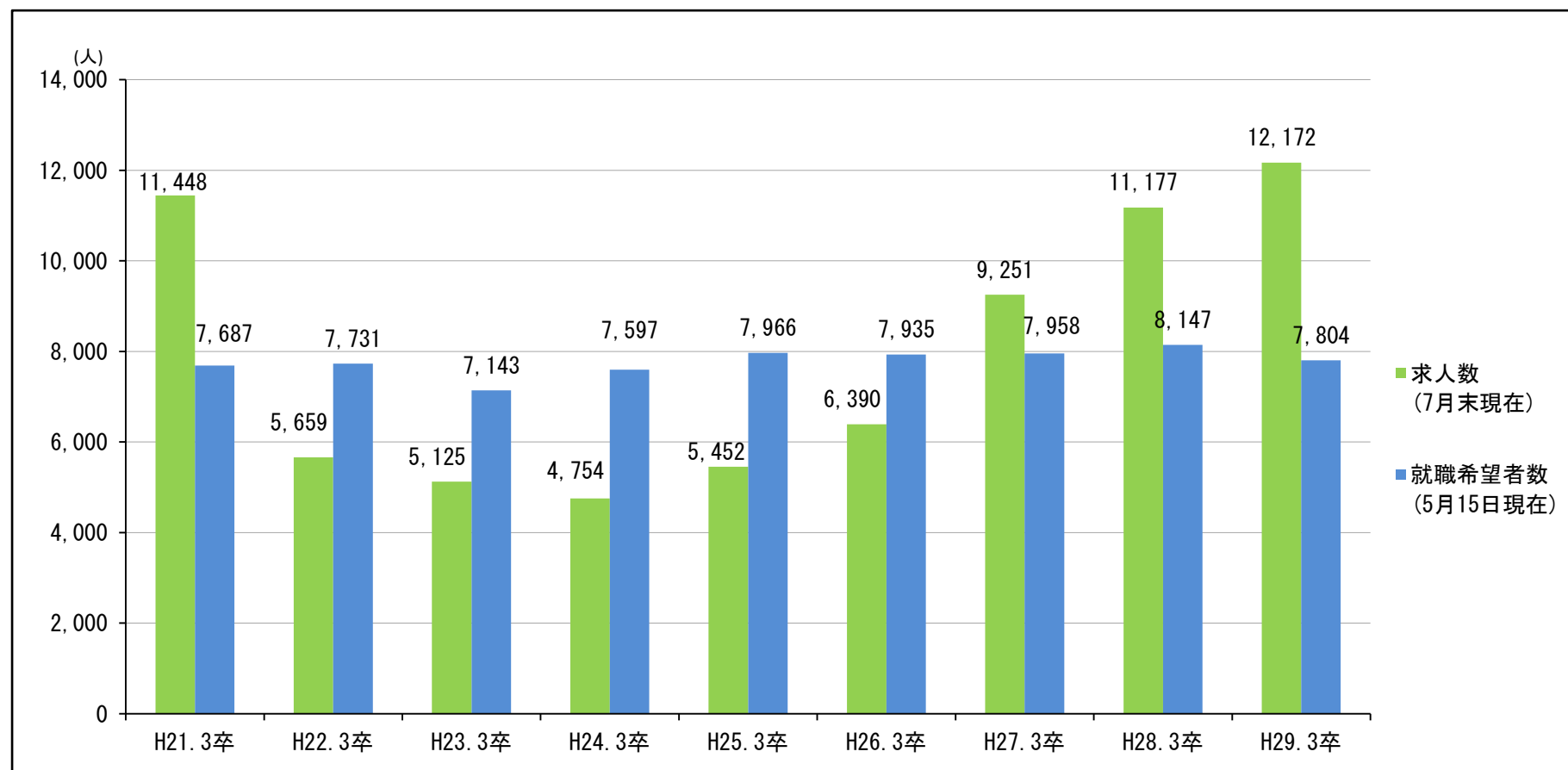
	職業別の内訳							
	① 管理的職業、 専門的・技術的 職業	② 事務的職業	③ 販売の職業	④ サービスの職業	⑤ 生産工程の職業	⑥ その他	⑦ 希望職種未定	合計
男女計（人）	644	1,316	1,179	974	1,551	762	1,378	7,804
男子（人）	397	257	382	396	1,209	677	776	4,094
女子（人）	247	1,059	797	578	342	85	602	3,710

第5表 増加の大きい主な産業・職業

産業別	項目	産業	求人数	前年比
	求人増加数上位	① 建設業	1,971 人	367 人
		② 製造業	3,896 人	325 人
		③ 宿泊業、飲食サービス業	462 人	97 人
	求人増加率上位	① 学術研究、専門・技術サービス業	125 人	111.9%
		② 教育、学習支援業	65 人	80.6%
		③ 農、林、漁業	34 人	61.9%

職業別	項目	職業	求人数	前年比
	求人増加数上位	① 生産工程の職業	6,356 人	482 人
		② 管理的職業、専門的・技術的職業	914 人	233 人
		③ 事務的職業	978 人	109 人
	求人増加率上位	① 管理的職業、専門的・技術的職業	914 人	34.2%
		② 事務的職業	978 人	12.5%
		③ 販売の職業	928 人	11.7%

図1 求人・求職状況



若者雇用促進法 ～適職選択のための取組促進～

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法の一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）が平成27年10月1日から順次施行されています。

このリーフレットでは、若者雇用促進法のなかでも、若者が適切に職業を選択するための取組の促進について説明します。

1 事業主による職場情報の提供の義務化

新規学校卒業者の募集・求人申込みを行う事業主は、積極的に青少年雇用情報を提供するように努めるとともに、応募者、応募の検討を行っている者、求人申込みをした公共職業安定所・職業紹介事業者から求めがあった場合は、下記の表（ア）から（ウ）の3類型ごとに1項目以上の雇用情報を提供しなければなりません。

情報提供項目

(ア)募集・採用に関する状況	過去3年間の新卒採用者数・離職者数
	過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
	平均勤続年数
(イ)職業能力の開発・向上に関する状況	研修の有無及び内容
	自己啓発支援の有無及び内容
	メンター制度の有無
	キャリア・コンサルティング制度の有無及び内容
	社内検定等の制度の有無及び内容
(ウ)企業における雇用管理に関する状況	前年度の月平均所定外労働時間の実績
	前年度の有給休暇の平均取得日数
	前年度の育児休業取得対象者数・取得者数(男女別)
	役員及び管理的地位にある者に占める女性割合

情報提供の方法

- ①ホームページでの公表、会社説明会での提供、求人票への記載などによる、自主的・積極的な情報提供
 - ②応募者等から個別の求めがあった場合には、メールや書面による情報提供
- ※ハローワークに求人を提出する際には「青少年雇用情報シート」により情報提供してください。



2 ハローワークでの、労働関係法令違反事業主からの求人不受理

ハローワークでは、平成28年3月1日以降、労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした事業所からの新規学校卒業者を対象とした求人（中卒求人・高卒求人・大卒等求人）の申込みを一定期間受け付けません。

不受理対象	不受理期間
労働基準法と最低賃金法に関する規定に違反 ・ 1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けている場合 ・ 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合	法違反が是正されるまで + 是正後6カ月経過するまで
男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定に違反 ・ 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合	
労働基準法と最低賃金法に関する規定に違反 ・ 対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで（是正後6カ月経過するまでは不受理期間を延長）

3 優良な中小企業の認定制度の創設（ユースエール認定企業）

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度が創設されました。

認定を受けると…

若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金
自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。



<認定マーク>

上記以外にも、就職面接会での優先参加枠を設けたり、ハローワークなどで重点的にPRを行ったりして、企業のイメージアップや企業の求める人材の確保を積極的に支援いたします。

これら制度についての詳細は、最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

併せて、埼玉労働局のホームページもご覧ください。

埼玉労働局トップページ (<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>) から **若者雇用促進法** をクリック